

---

## 【目標 4】

# 子供の貧困の解消に向けた対策の推進

- 1 子供の貧困を取り巻く状況
- 2 教育の支援
- 3 生活の安定に資するための支援
- 4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 5 経済的支援
- 6 必要な支援の利用を促す取組

子供の貧困を解消し、貧困による困難を、子供たちが強いられないことがないような社会をつくっていく必要があります。

教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の四つを柱に、福祉、教育、就労など様々な分野の関係機関と連携しながら、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

全ての子供が、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組めます。

---

## 【1 子供の貧困を取り巻く状況】

### （国の動向）

- 令和6年6月、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。
- 今回の改正においては、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。
- また、目的や基本理念の充実等が図られ、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されました。
- 「目的」には、児童の権利に関する条約に加えて、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、こども基本法の本質にのっとることが追記されました。
- 「基本理念」には、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

## (子供の貧困の状況)

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、データが公表されているOECD加盟国の中で相対的貧困率は9番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率は5番目に高くなっています。

図表 59 (参考) 相対的貧困率の年次推移 (全国)

	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成12年 (2000年)	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)		令和3年 (2021年)
										旧基準	新基準
子供がいる現役世帯	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
相対的貧困率	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5

資料：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

(注) 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出

平成6年の数値は兵庫県を除いたもの

平成27年の数値は熊本県を除いたもの

大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

令和3年からは、新基準の数値である。

図表 60 (参考) 貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計			大人が一人			大人が二人以上		
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	アイスランド	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ルウエー	23.4	4	チェコ	3.6
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイルランド	4.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	7	ルウエー	4.5
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	12	オランダ	6.3
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.5
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.5
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	-	コロンビア	-	37	コスタリカ	22.1
-	コロンビア	-	-	コロンビア	-	-	コロンビア	-	-	スイス	-	-	コロンビア	-
	OECD平均	11.4		OECD平均	12.4		OECD平均	11.0		OECD平均	31.1		OECD平均	9.2

資料：こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」

(注)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典は OECD "Income Distribution Database"。「こどもがいる世帯の貧困率」の出典は OECD Family Database "Child poverty"。いずれも 2023 年 7 月 19 日閲覧。

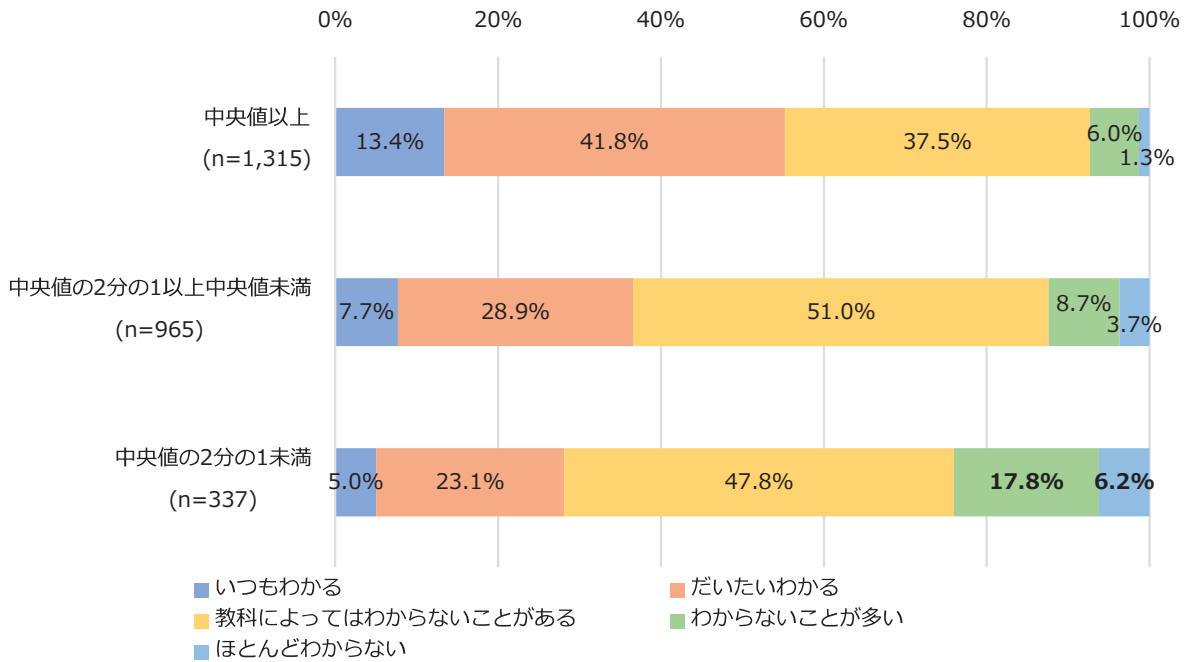
「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022 年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく 2021 年のデータであり、2015 年に改定された OECD の新たな所得 定義に基づく数値。

「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは 2017 年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは 2019 年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデン は 2021 年、それ以外の国は 2020 年の数値。コロンビアは数値なし。

「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは 2014 年、オランダは 2016 年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは 2017 年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは 2019 年、コスタリカは 2020 年、日本は 2021 年、それ以外の国は 2018 年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値は OECD データベース上 0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。各項目の OECD 平均は、37 か国（「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については 36 か国）の単純平均。

○ 内閣府の調査<sup>1</sup>では、学校の授業の理解状況について、等価世帯収入の水準別<sup>2</sup>にみると、「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」を合わせた割合は、「中央値の2分の1未満」の世帯では24.0%で、他の世帯と比べて高くなっています。

図表 61 授業の理解状況（等価世帯収入の水準別）



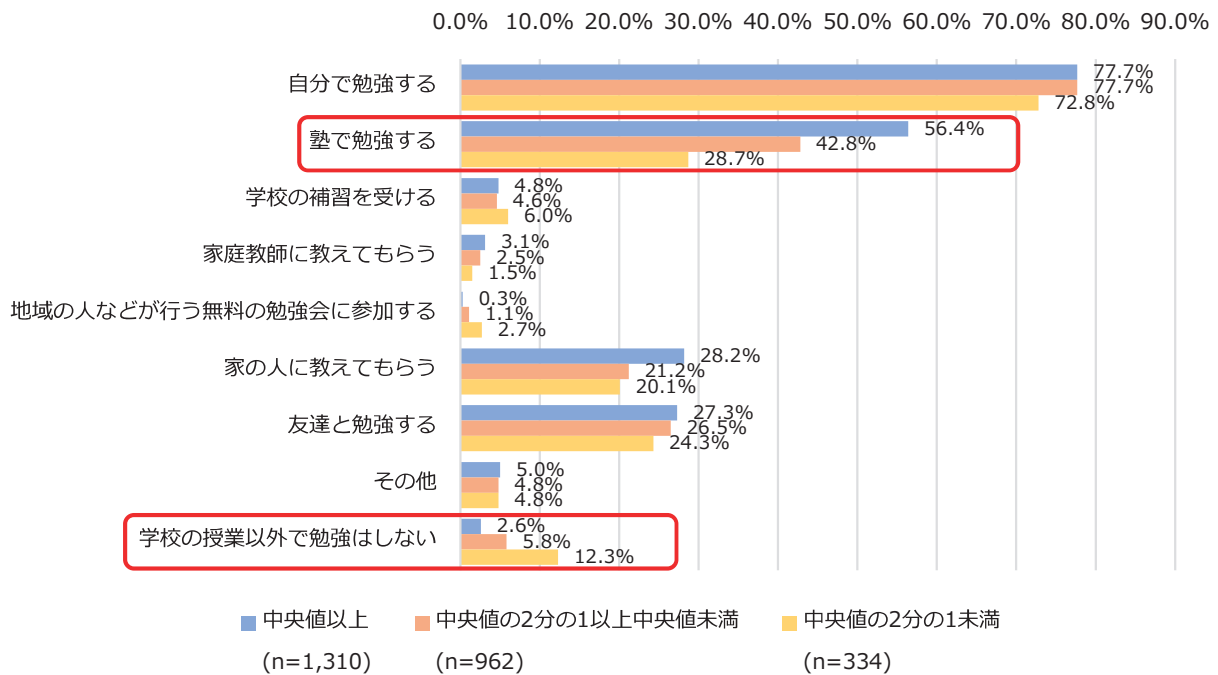
資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

<sup>1</sup> 調査対象者は全国の中学2年生及びその保護者。標本数は5,000組で、有効回収率は2,715件（組）、有効回収率は54.3%。図表内の「n=〇〇」はその設問についての有効回答者数（集計対象件数）を示している。

<sup>2</sup> 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする）。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。その値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。この方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

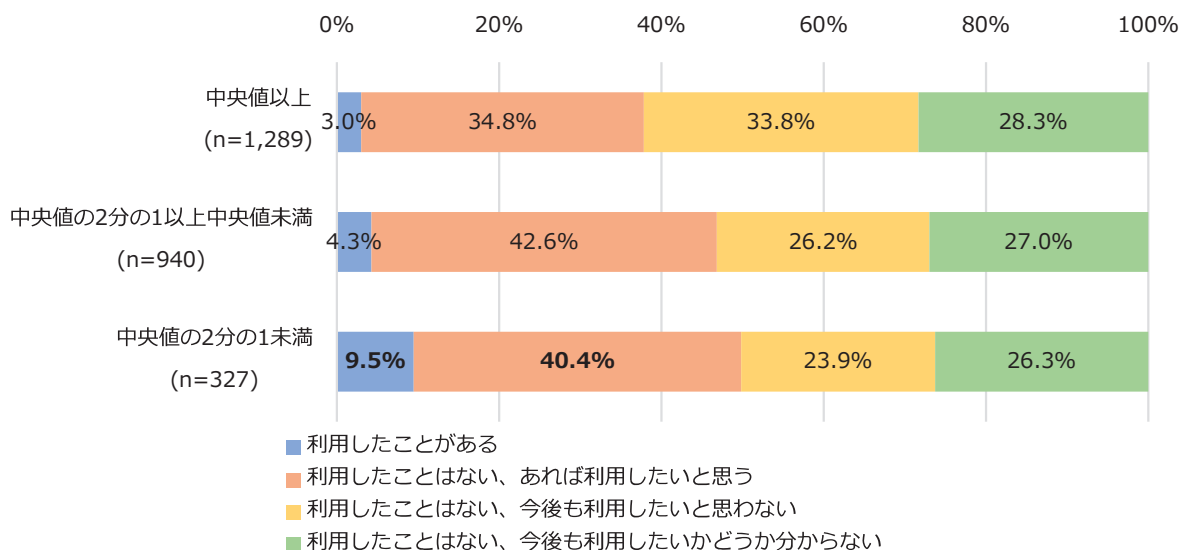
- 内閣府の調査では、学校の授業以外でどのように勉強をしているかについて、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「塾で勉強する」が28.7%で、他の世帯と比べて低くなっている一方、「学校の授業以外で勉強はしない」の割合は12.3%で、他の世帯と比べて高くなっています。
- 支援制度・居場所等の利用状況について、「勉強を無料でみてくれる場所」に関しては、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では「利用したことがある」の割合は9.5%、「あれば利用したいと思う」の割合は40.4%となっています。

図表 62 普段の勉強の仕方（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

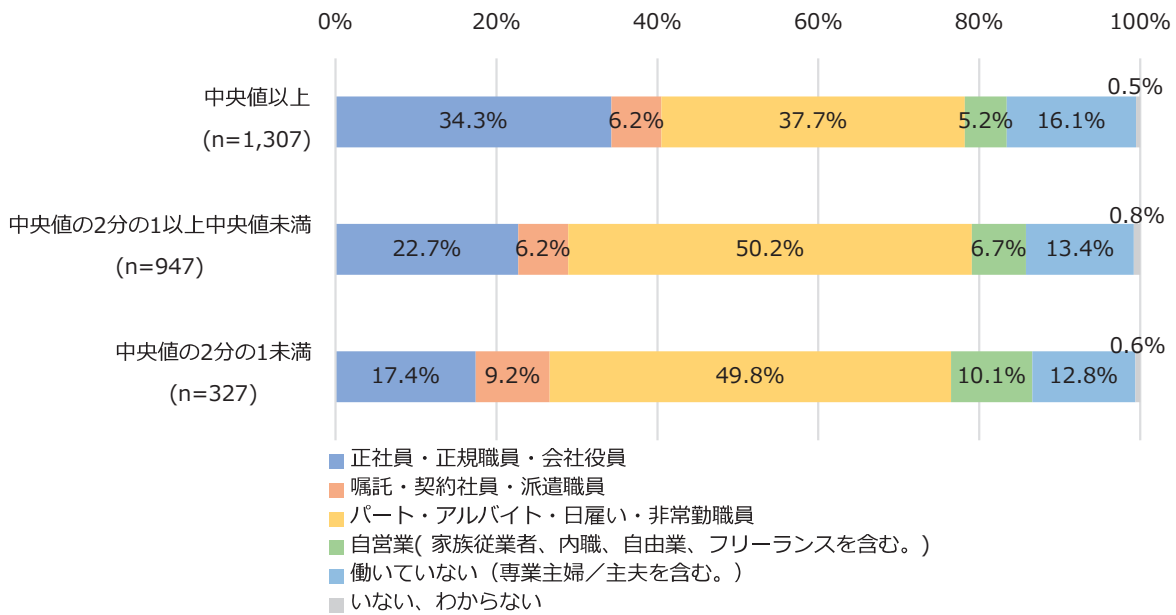
図表 63 支援制度・居場所等の利用状況（勉強を無料でみてくれる場所）（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

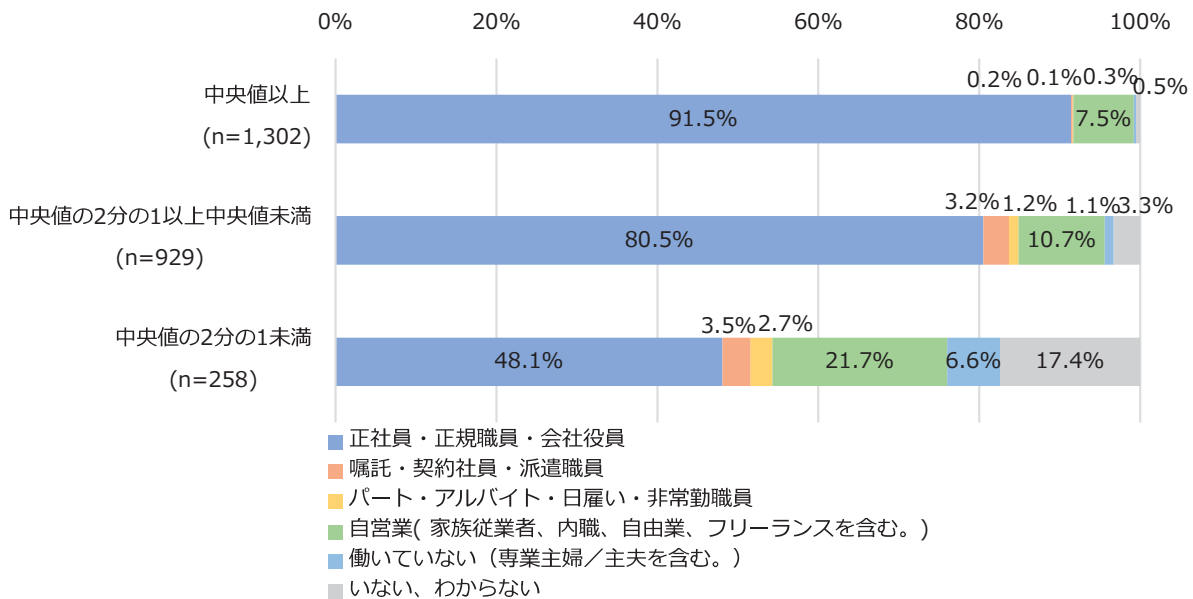
- 内閣府の調査では、母親の就労状況について等価世帯収入の水準別にみると、世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯では、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が49.8%となっています。
- また、父親の就労状況については、「中央値の2分の1未満」の世帯では「正社員・正規職員・会社役員」が48.1%と他の世帯と比べて低くなっています。

図表 64 母親の就労状況（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

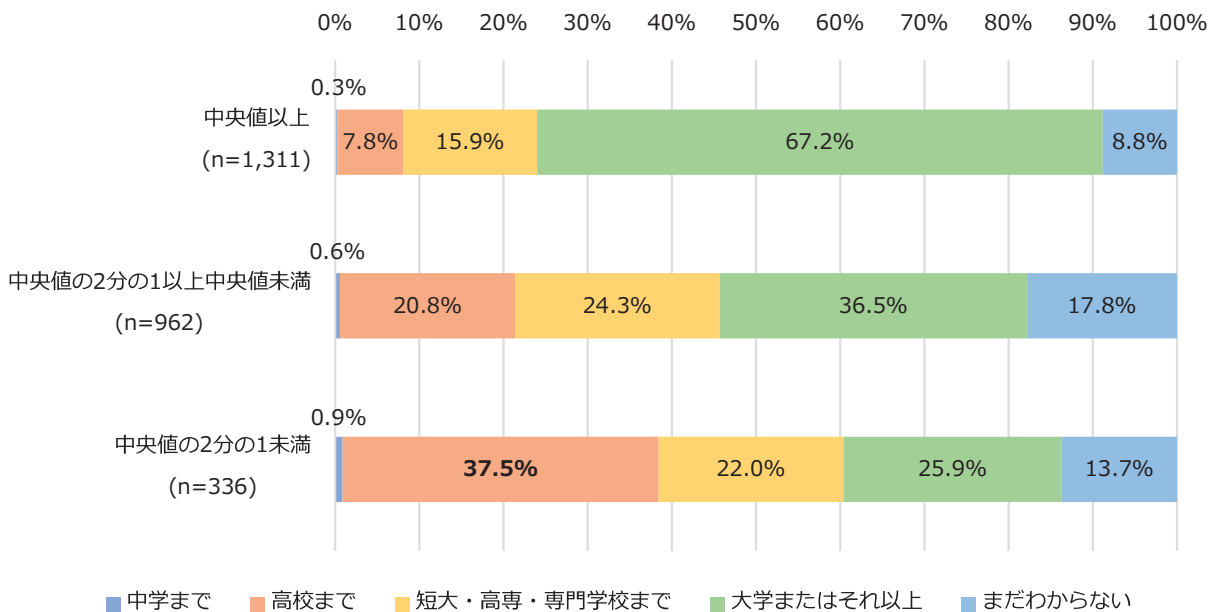
図表 65 父親の就労状況（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

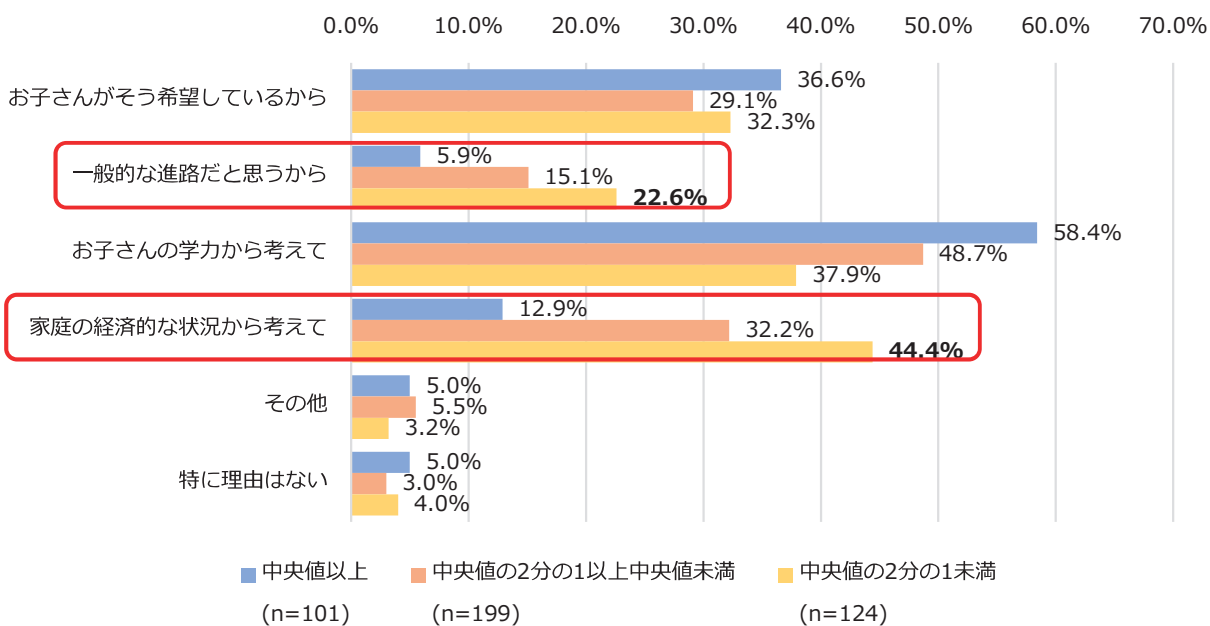
- 内閣府の調査では、子供が将来どの段階まで進学すると思うかについて、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「高校まで」の回答割合が37.5%で、他の世帯と比べて高くなっています。
- 「高校まで」と回答した場合の理由を等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「家庭の経済的な状況から考えて」や「一般的な進路だと思うから」の回答割合が他の世帯と比べて高くなっています。

図表 66 子供の進学段階に関する希望・展望（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

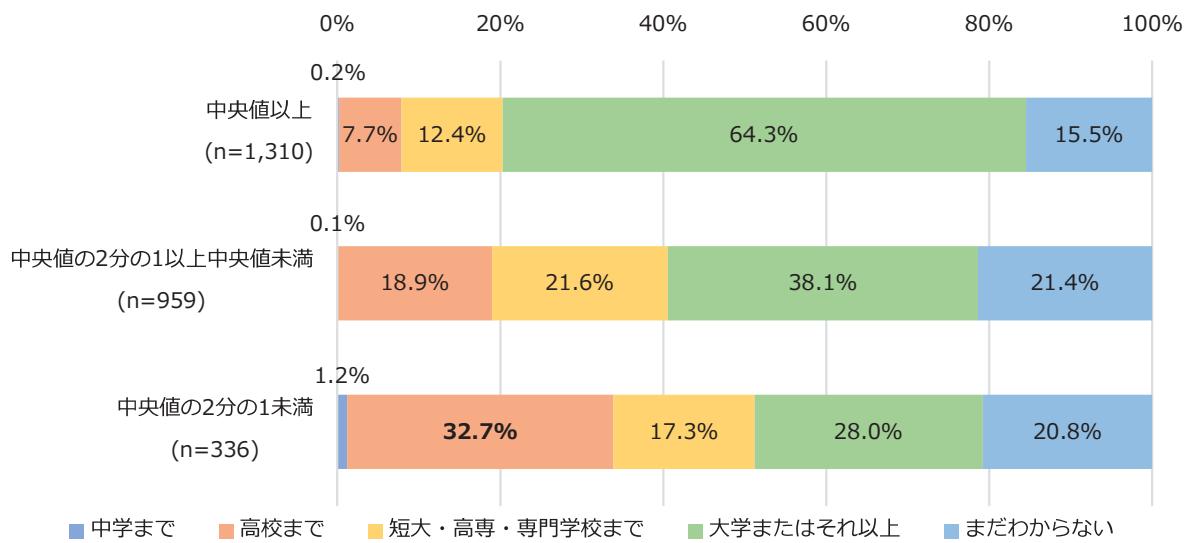
図表 67 進学段階に関する希望・展望について「高校まで」と考える理由（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

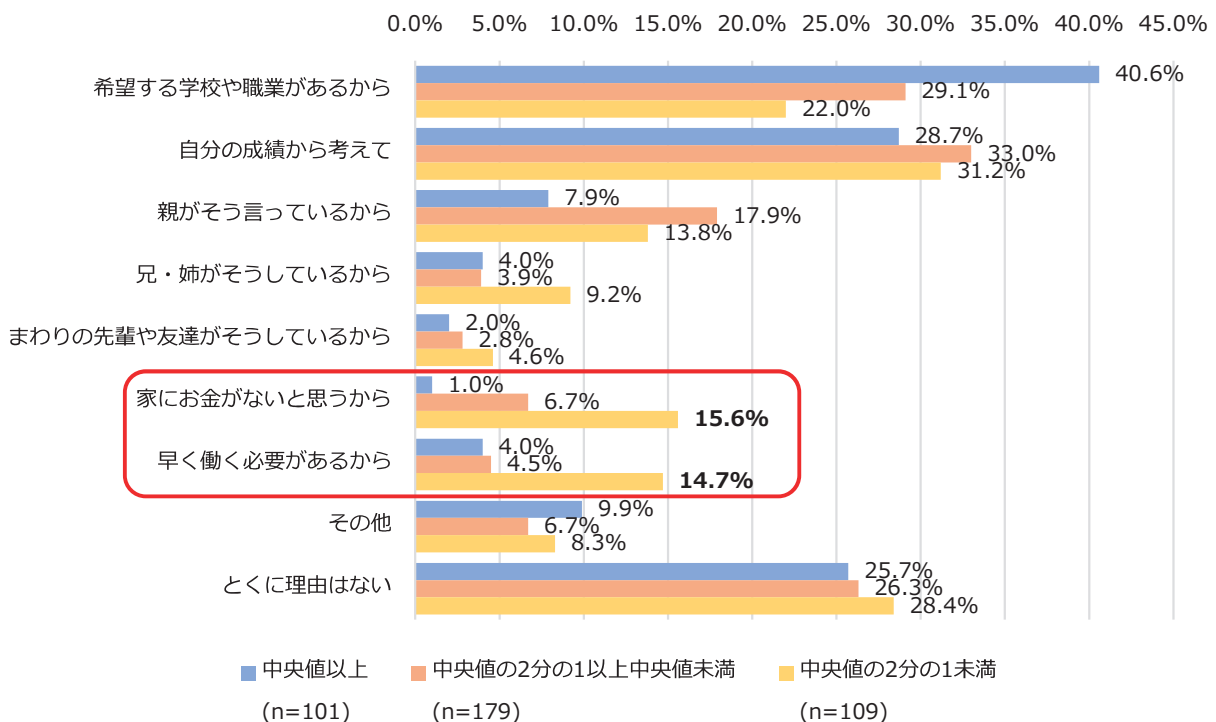
- 内閣府の調査では、将来どの段階まで進学したいかについて、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「高校まで」の回答割合が32.7%で、他の世帯と比べて高くなっています。
- 「高校まで」と回答した場合の理由を等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「希望する学校や職業があるから」は22.0%で他の世帯と比べて低く、他方で、「家にお金がないと思うから」が15.6%、「早く働く必要があるから」が14.7%と比較的高くなっています。

図表 68 進学したいと思う教育段階（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

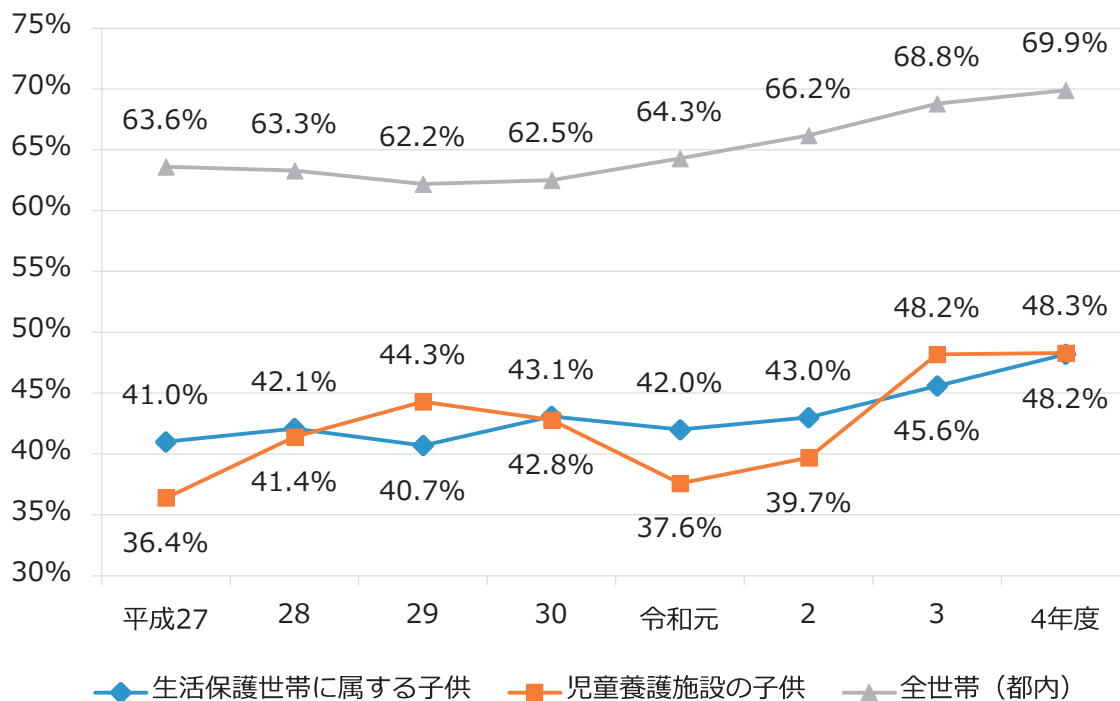
図表 69 進学希望の教育段階について「高校まで」と考える理由（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

- 生活保護世帯に属する子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率は、全世帯（都内）の進学率よりも低くなっています。

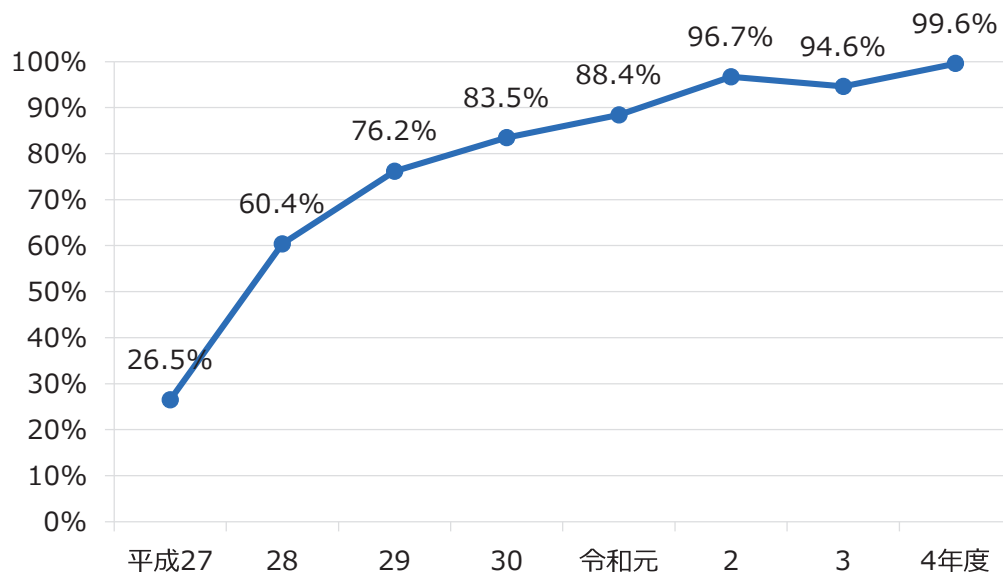
図表 70 大学等への進学率



資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ。全世帯は、文部科学省「学校基本調査」

- 家庭の課題の早期発見にもつなげる妊娠届出者に対する面接を行った割合は、大幅に上昇しています。

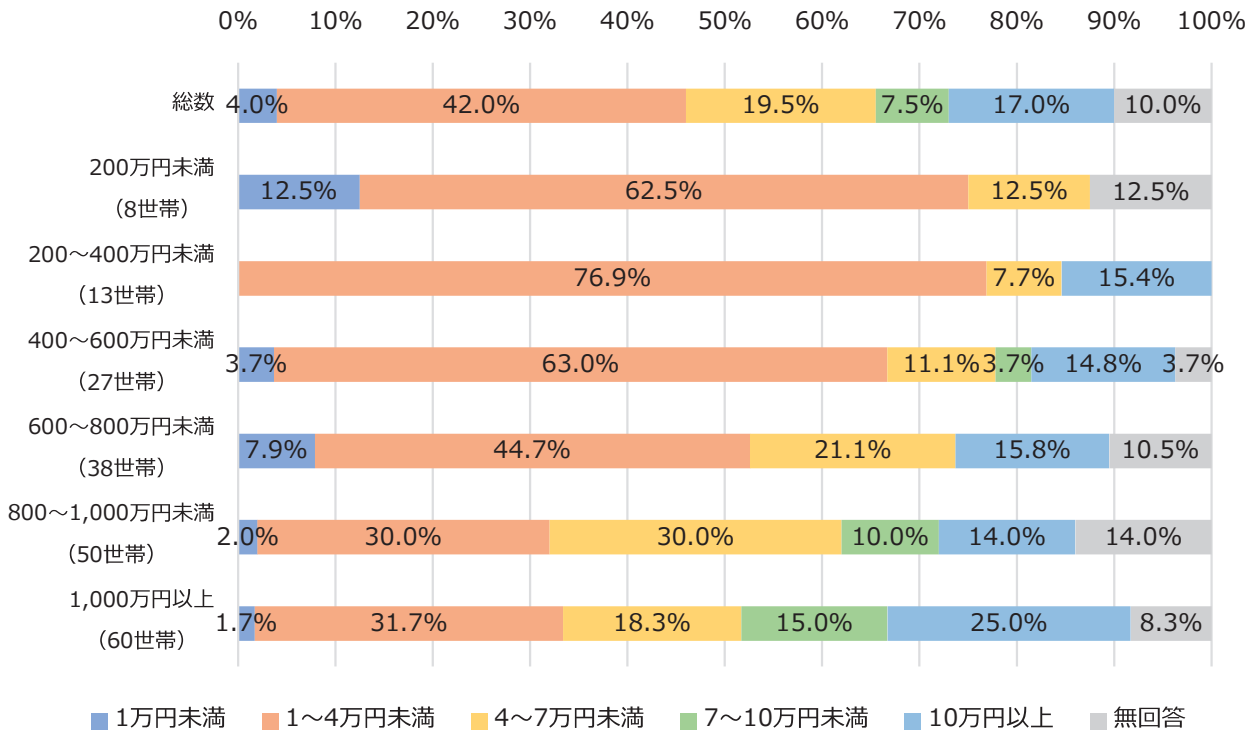
図表 71 妊娠届出者に対する面接を行った割合



資料：母子保健事業報告年報（東京都福祉局）より

- 小学校入学前（未就学）の子供がいる世帯（200世帯）で、令和3年9月中に育児にかかった費用を聞いたところ、世帯の年間収入別にみると、収入が高いほうが支出額も高い傾向にあります。

図表 72 1か月の育児にかかった費用

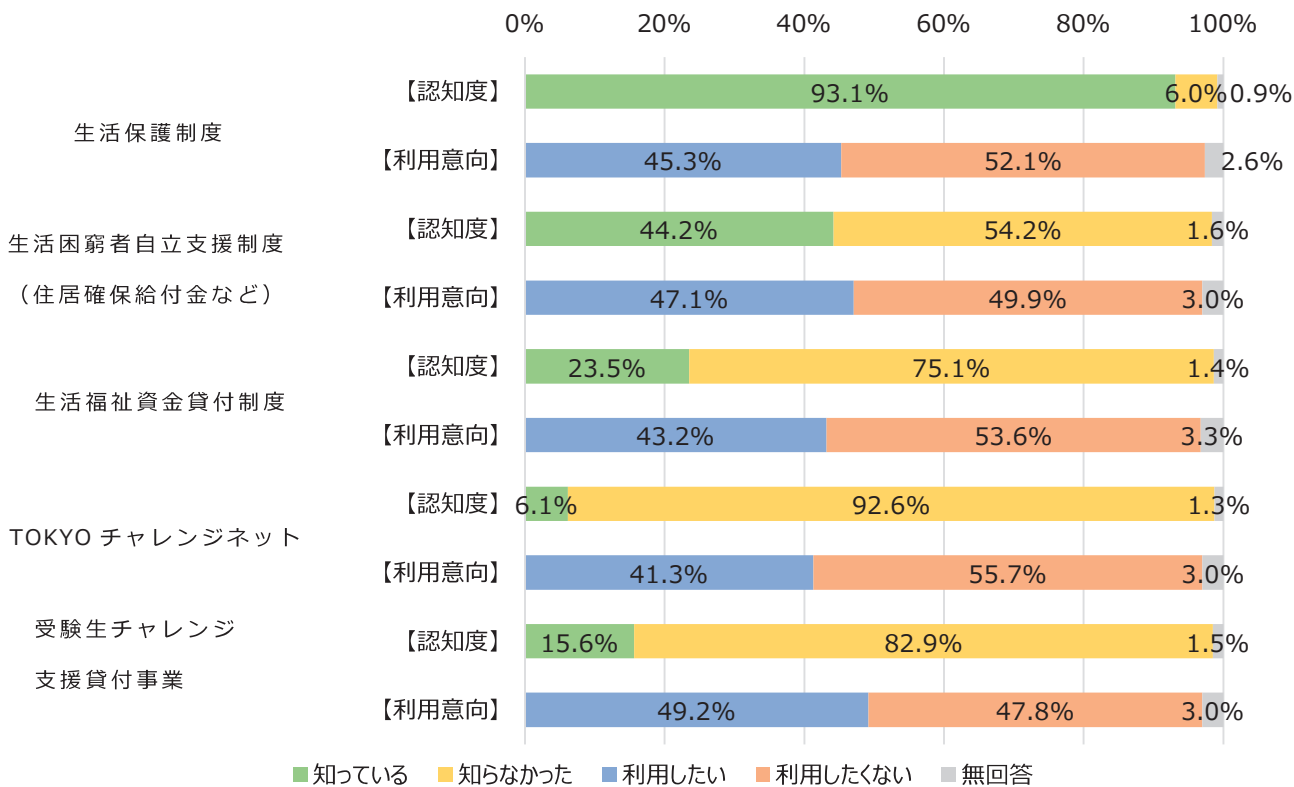


資料：東京都福祉局「東京都福祉保健調査」（令和3年度）

（注）費用については、小学校入学前の子供が2人以上いる場合は合算。保育費、医療費、家具・寝具などの費用、衣服費、衛生費、乳児に係る費用及びその他（小遣い、おもちゃ代等）の乳幼児にかかった費用は全て入る。ただし、飲食費、光熱水道費、住居費などは分割不可能なため除外する。

○ 18歳未満の子供がいる世帯について、生活困窮者への支援制度の認知度と生活困窮の場合の利用意向の関係をみると、生活保護制度を除いて、「知っている」と回答した人の割合より「利用したい」と回答した人の割合のほうが高い傾向にあります。

図表 73 生活困窮者への支援制度の認知度と生活困窮の場合の利用意向



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和3年度）

## 【2 教育の支援】

### < 現状と課題 >

- 保護者の所得など家庭の状況が子供の学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題があります。全ての子供が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられるようにする必要があります。
- また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることがないように、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る必要があります。
- 子供が安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保する必要があります。

### < 取組の方向性 >

- 外部人材を活用し、放課後や長期休業期間中など、年間 200 時間程度の学習指導や自習室の監督などの学習支援を実施します。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施します。また、中学 3 年生を対象とした進学支援を実施します。
- 子供の多様な体験機会を確保するため、区市町村を支援します。
- 都として国に先行して、子育て世帯の実態に応じた教育費の負担軽減を実施します。
- 低所得世帯の中学 3 年生・高校 3 年生に係る学習塾等の受講費用及び受験料の貸付を実施します。
- 都立高校生等の一人 1 台端末の購入支援や給付型奨学金支援を実施します。

## < 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
245	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁 生活文化局 総務局	高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。
246	私立高等学校等特別奨学金	生活文化局	都内に在住する私立高校等に通う生徒を対象に、授業料の一部を助成する。
247	私立中学校等特別奨学金	生活文化局	都内に在住する私立中学校等に通う生徒を対象に、授業料の一部を助成する。
248	給付型奨学金（高等学校等）	教育庁 総務局	<p>家庭の経済状況が教育の格差につながることを防ぐよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）や特別支援学校（高等部）の生徒に対し、多様な教育活動に参加するために必要な経費の支援等を行う。</p> <p>家庭の経済状況が教育の格差につながることを防ぐよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。</p>
249	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	教育庁 生活文化局 総務局	高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。
250	就学奨励事業（特別支援学校）	教育庁	都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。
251	育英資金事業費補助	生活文化局	高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。
252	地域未来塾（スタディ・アシスト+）	教育庁	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。また、中学3年生を対象とした進学支援を行う。
253	◆ 子どもの進路選択支援事業	福祉局	西多摩福祉事務所において、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行う。
254	◆ 子供の多様な体験の機会確保事業 < 子供家庭支援区市町村包括補助事業 >	福祉局	こども大綱やこどもの貧困解消法の趣旨を踏まえ、家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や、親子と一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局	Nº93 参照
再掲	校内寺子屋	教育庁	Nº150 参照
再掲	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	Nº173 参照
再掲	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	Nº175 参照
再掲	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	Nº213 参照
再掲	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	Nº214 参照
再掲	被保護者自立促進事業	福祉局	Nº216 参照
再掲	授業料免除制度（都立高等学校等）	教育庁	Nº225 参照
再掲	東京都公立学校給食費負担軽減事業	教育庁	Nº226 参照
再掲	放課後子供教室	教育庁	Nº239 参照
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉局	Nº304 参照
再掲	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉局	Nº322 参照

## 【3 生活の安定に資するための支援】

### < 現状と課題 >

- 貧困の状況にある子供や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。
- 子供や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る子供への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする必要があります。
- 施設や里親等の下で育った子供は、施設退所後等に進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できず、様々な困難に直面している場合が多いため、自立支援を進める必要があります。

### < 取組の方向性 >

- 自立相談支援機関<sup>3</sup>による子供の学習・生活支援を実施します。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、要支援家庭等に対する見守りを地域全体で行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 生活困窮世帯の子供を支援する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援し、子供の学習・生活支援や子供の居場所創設に関する取組を充実します。
- 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を推進します。
- 若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若者の就業を支援します。
- 社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるよう、入所（里親委託）中から退所（解除）後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

<sup>3</sup> 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、認定就労訓練事業の利用のあつせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。区部・市部については区市が実施主体、町村部については東京都が実施主体として実施

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
255	子供サポート事業立上げ支援事業	福祉局	貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。
256	フードパントリー設置事業	福祉局	住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。
257	フードパントリー緊急支援事業	福祉局	食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関へとつなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援する。
258	生活困窮者自立支援制度	福祉局	<p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。</p> <p>(1) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・住居確保給付金の支給</li> </ul> <p>(2) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業</li> <li>・一時生活支援事業</li> <li>・家計改善支援事業</li> <li>・子供の学習・生活支援事業(再掲：NO.213「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」)</li> </ul>
259	若年者の雇用就業支援事業	産業労働局	東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若年者就業のためのワンストップサービスを展開する。
260	若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」	産業労働局	都立高校を対象に、自分にあった就職先を選択できるように意識啓発をする講座を実施する。
261	若者正社員チャレンジ事業	産業労働局	正社員としての実務経験や心構えが十分でない若年者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供し、実践的な能力の付与や就業現場での実習による就労意識の醸成により、正社員での就職を促進する。
262	◆ 若者世代職場定着促進事業	産業労働局	東京しごと財団が実施する都の就職支援事業により職業紹介を受けた若者世代の者を正規雇用労働者として採用し、計画的な育成計画の策定や結婚・育児支援制度の整備など採用後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して、助成金を支給する。

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	Nº13 参照
再掲	ひきこもりに係る支援事業	福祉局	Nº189 参照
再掲	子供の居場所創設事業	福祉局	Nº242 参照
再掲	子供食堂推進事業	福祉局	Nº244 参照
再掲	ヤングケアラー支援事業	福祉局	Nº272 参照
再掲	乳児院の家庭養育推進事業	福祉局	Nº287 参照
再掲	専門機能強化型児童養護施設	福祉局	Nº293 参照
再掲	養育家庭等自立援助補助事業	福祉局	Nº305 参照
再掲	東京都ひとり親家庭支援センター事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	福祉局	Nº318 参照
再掲	母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉局	Nº320 参照
再掲	都営住宅の優先入居	住宅政策本部	Nº334 参照
再掲	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	Nº469 参照

## 【4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

### < 現状と課題 >

- 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めるとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める必要があります。
- ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく必要があります。

### < 取組の方向性 >

- 生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等を対象として、公共職業安定所本所等の施設内での就労支援を実施します。
- 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。
- 結婚・育児を支援する制度の整備など、正規雇用等転換後も安心して働き続けられる環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に助成金を支給します。
- ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進します。

## < 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
263	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉局	生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体等への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進すること、さらには、住居や生活支援の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥る可能性のある求職者に対して、住居・生活支援に関する相談、住居・生活支援施策に関する制度説明等、住居・生活支援から就労支援までの一貫した支援を行うことにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
264	東京しごとセンター事業	産業労働局	東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。
265	正規雇用等転換安定化支援事業	産業労働局	計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備、結婚・育児支援制度の整備など、正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に対して助成金を支給する。
再掲	在宅就業推進事業	福祉局	Nº324 参照
再掲	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	Nº325 参照
再掲	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉局	Nº326 参照
再掲	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉局	Nº327 参照
再掲	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局	Nº328 参照
再掲	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	Nº329 参照
再掲	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉局	Nº331 参照
再掲	ひとり親家庭就業推進事業	福祉局	Nº333 参照

## 【5 経済的支援】

### < 現状と課題 >

- 貧困によって、日々の食事に困る子供や、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子供、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きている子供がいます。
- 子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めていく必要があります。

### < 取組の方向性 >

- 低所得世帯等に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加を促進します。
- ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。
- ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。
- 児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援します。
- 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を実施します。

## < 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
266	生活保護制度	福祉局	<p>国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育扶助（基準額、教材代、学習支援費等）</li> <li>・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費等）</li> <li>・就労自立給付金、進学・就職準備給付金、就労活動促進費の支給</li> <li>・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施</li> <li>・ケースワーカーによる生活相談・援助</li> </ul>
267	生活福祉資金制度	福祉局	<p>低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。</p> <p>※平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度と連携して世帯の支援を行っている。</p>
再掲	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉局	Nº307 参照
再掲	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局	Nº343 参照
再掲	ひとり親家庭等医療費助成	福祉局	Nº344 参照
再掲	養育費確保支援事業	福祉局	Nº345 参照
再掲	女性福祉資金の貸付	福祉局	Nº346 参照

## 【6 必要な支援の利用を促す取組】

### < 現状と課題 >

- 生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていく必要があります。
- 乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。
- 貧困の状況にある子供やその家庭において、必要な支援制度を知らない、利用の仕方が分からない等の状況がみられます。

### < 取組の方向性 >

- 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を通じて、子供の貧困を早期に把握し、支援につなげます。
- 保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。
- 母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

### ■とうきょう子育て応援ブック

- ・東京都及び都内の各区市町村では、子供の年齢や困りごとの内容に合わせて、様々な子育て支援を行っています。
- ・東京都は、東京の子育てに関する情報をわかりやすくまとめた「とうきょう子育て応援ブック」を発行しています。
- ・「とうきょう子育てスイッチ」サイト・アプリにおいて、「とうきょう子育て応援ブック」の内容を活用したチャットボットにより、子育て支援情報を提供しています。



## < 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
268	子供の貧困対策支援事業	福祉局	生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。
269	子育てサポート情報普及推進事業	福祉局	生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。
270	チャットボットによる子育て支援情報の発信	福祉局	東京の子育てに関する情報をまとめた「とうきょう子育て応援ブック」の内容を基に、子育て相談のチャットボットを作り、保護者が必要な情報を入手しやすい環境を整備する。
再掲	性と健康の相談センター事業	福祉局	№2 参照
再掲	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	№10 参照
再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	№54 参照
再掲	こども家庭センター体制強化事業	福祉局	№56 参照
再掲	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	№57 参照
再掲	子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	№58 参照
再掲	養育支援訪問事業	福祉局	№62 参照
再掲	子育て世帯訪問支援事業	福祉局	№63 参照
再掲	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	№75 参照
再掲	4152（よいこに）電話	福祉局	№78 参照
再掲	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	№143 参照
再掲	ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局	№317 参照

## コラム：こどもの生活実態調査結果（東京都立大学実施）

### ■調査の概要

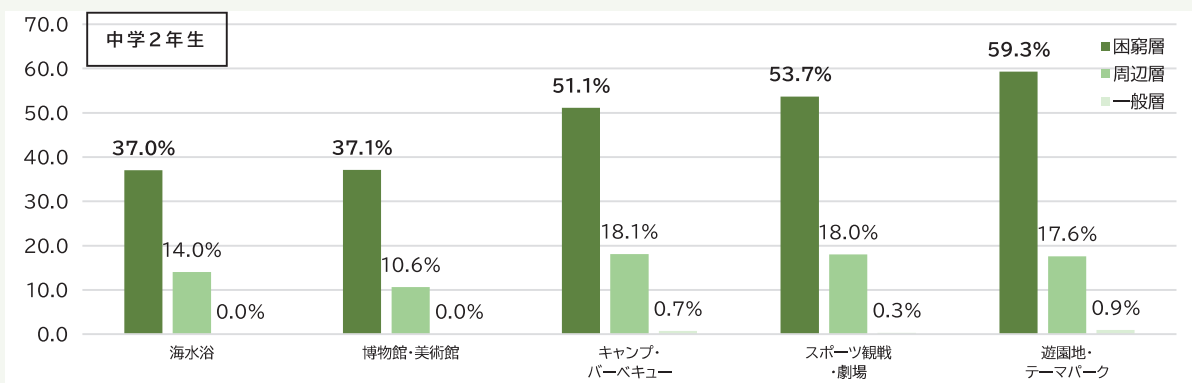
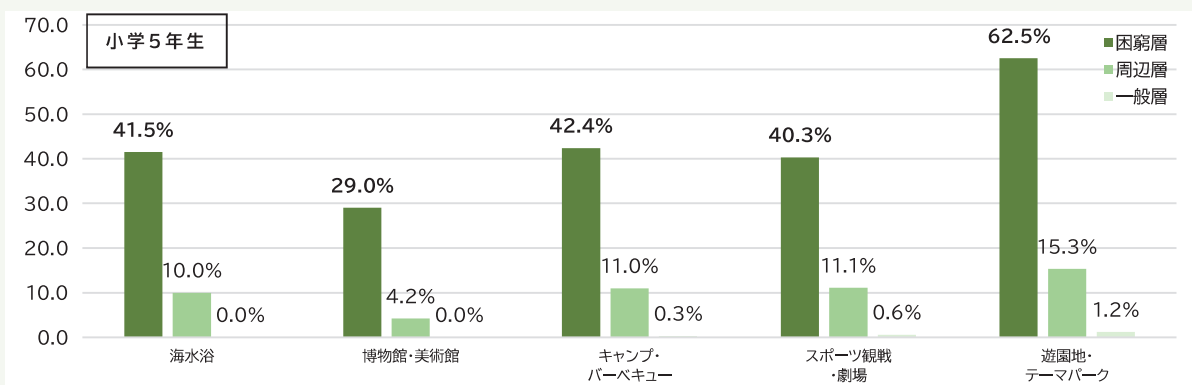
- 令和4年度に東京都立大学子ども・若者貧困研究センターは「令和4年度東京都こどもの生活実態調査」（注）を実施しました。
- 本調査では、子供の生活困難を以下の3つの要素により分類しています。
  - ①低所得（等価世帯所得が調査分析時の最新の厚労省「国民生活基礎調査」の等価世帯所得の50%未満）
  - ②家計の逼迫（経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当）
  - ③子どもの体験や所有物の欠如（子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当）
- ①～③のうち2つ以上の要素に該当する場合は「困窮層」、いずれか1つに該当する場合は「周辺層」、いずれも該当しない場合は「一般層」としています。



### ■子供の体験機会について

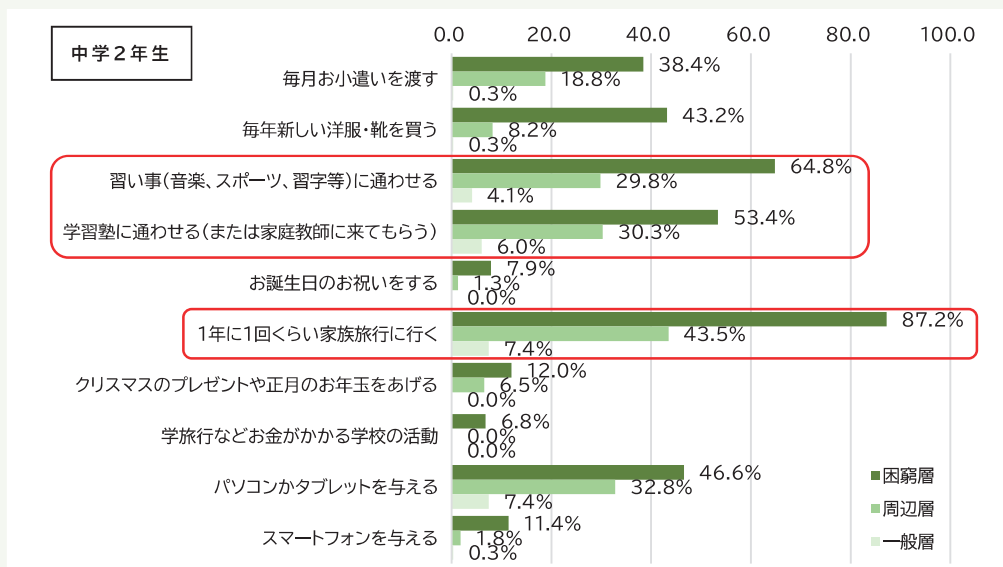
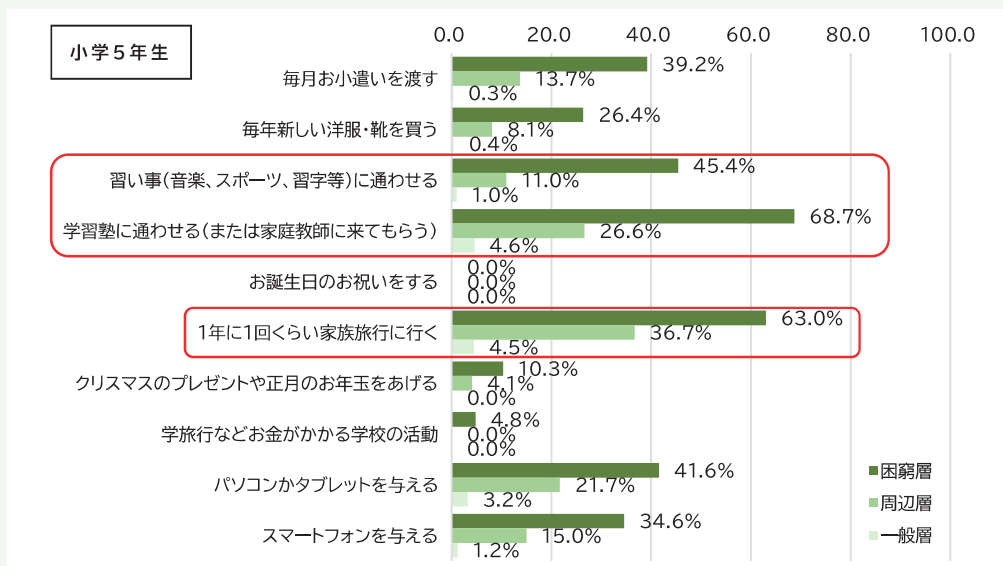
- 保護者に子供との体験について聞いたところ、困窮層の回答では、金銭的な理由で子供との体験ができない割合が高くなっています。

（過去1年間に金銭的な理由で子供との体験ができない割合）



- 保護者に子供にしていることについて聞いたところ、困窮層の回答では「習い事に通わせる」「学習塾に通わせる」「1年に1回くらい家族旅行に行く」の項目で経済的な理由でできない割合が高くなっています。

(子供にしていることのうち経済的な理由でできない割合)



(注)

東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、東京都の子どもの生活困難の実態、意識を明らかにし、貧困政策のエビデンスとするために実施。本調査は、JSPS 科研費 22H05098 の助成事業の一環として行われた。また、東京都立大学研究倫理委員会の審査を受け承認を受けた(4 東公法総第 656 号、承認番号 H4-163)。調査対象者は、墨田区・豊島区の公立小中学校に在籍する小学5年生と中学2年生(全数)とその保護者、および、豊島区・墨田区・中野区在住の16~17歳(高校2年生)年齢の子ども(全数、住民基本台帳から抽出)とその保護者(計 10,355 親子ペア)。調査期間は、令和5年1月23日~令和5年2月13日。